

平成24年度認知症高齢者グループホーム運営事業者募集要項

1 募集の趣旨

市原市では、第6次市原市高齢者保健福祉計画（第5期介護保険事業計画）に基づき、介護保険施設等の計画的な整備を進めています。

本募集は、平成25年度に認知症高齢者グループホーム（介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護及び同法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する事業所）等を整備し、サービスを開始する事業者を募集するものです。

2 募集の内容

(1) 募集内容

下記内容で2事業所の募集を行います。

① サービスの種類

認知症高齢者グループホーム

【認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）】

② 定員等

1事業所あたり 2ユニット 18名

③ 日常生活圏域

・ 加茂圏域から 1事業所

・ 加茂圏域、市津・ちはら台圏域を除く市内全域から 1事業所

※ 加茂圏域に応募がなかった場合、市津・ちはら台圏域を除く市内全域から2事業所（ただし同一の圏域からは1事業所のみ）選定します。

※ 日常生活圏域については、本要項の別表（9、10ページ）を参照してください。

(2) 応募資格

① 法人であること。

② 介護保険法第78条の2第4項及び第6項並びに第115条の12第2項及び第4項に定める地域密着型サービス等事業者の指定に係る欠格事項に該当しないこと。

③ 市税を滞納していないこと。

④ 役員等が、市原市暴力団排除条例（平成23年市原市条例第13号）第2条に規定する暴力団、暴力団員及び第9条に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 応募条件

① 応募の重複について

応募は一事業者につき、一事業所の申込みに限ります。

② 整備資金について

自己資金による整備とします。（補助金はありません。）

③ 基準の遵守について

「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」を満たすこと。平成25年4月以降は市で基準を規定しますのでご留意ください。

④ 土地について

- ア 原則として応募申込者の所有とすること。ただし、賃貸借契約又は地上権等の設定によることも可とします。その場合、事業継続に支障のない賃貸借契約期間、地上権設定期間とすること。また、賃借権等に対抗できる権利（抵当権等）が設定されていないこと。
- イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律57号）に基づいて指定された土砂災害警戒区域・特別警戒区域でないこと。
- ウ 他法令（都市計画法等）に適合し、許可等の見込みがあること。
- エ 事業所の運営に支障がないよう、駐車場等を確保すること。

⑤ 建物について

認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）について、募集の内容に示す定員等に沿った建物の整備を実施すること。

⑥ 立地について

認知症高齢者グループホームは、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同様に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること。具体的には、「認知症高齢者グループホームの立地イメージ」（11ページ）を参照してください。

⑦ 整備年度について

平成25年度

⑧ サービス提供開始について

平成26年度

3 禁止事項・欠格事項

- ① 応募書類の内容に重大な不備や虚偽の記載があったと認められた場合や、市の面接審査等において虚偽の説明等を行った場合は、失格とします。
- ② 応募書類の提出後、下記の事項が確認された場合は、応募を無効とします。
 - ア 重要事項（整備場所、施設種別、定員、階数、資金贈与者等）を市の承諾なく変更した場合。（それ以外の項目についても変更の際は、随時相談が必要です。）
 - イ 建設用地について、各種法令や条例、要綱等により開発や土地利用等による制限に関して、関係部署・機関と協議を行っていないと確認された場合
- ③ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと市長が認める場合は応募を無効とします。
- ④ 応募の採否の働きかけを行う等の目的で応募事業者又はその関係者が市の職員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め、または接触した場合は応募を無効とします。
- ⑤ 応募期間終了後において応募者が前記の応募条件などを満たさなくなった場合は、応募を無効とします。
- ⑥ 選定後において、開発許可が得られない場合や今回の応募内容に重要な変更が生じた場合、または、①～⑤の事項に該当したことが判明した場合は選定を取り消す場合があります。

4 認知症高齢者グループホーム運営事業者の選定方法

(1) 運営事業者の決定方法

- ① 運営事業者は、「市原市認知症高齢者グループホーム運営事業者の選定に関する審査会」で審査選考し、「市原市地域包括支援センター運営協議会」に報告し、市長が決定します。
- ② 審査は、書類審査、現場調査、ヒアリングにより行い、総合的に評価・審査します。

(2) 審査の手順

① 「市原市認知症高齢者グループホーム運営事業者の選定に関する審査会」での審査内容

- ア 書類審査
- イ 現場調査
- ウ ヒアリング

開設提案書等に基づき本事業に対する考え方や特色などについて、ヒアリングを行います。

※ ヒアリングの日時等の詳細については、応募のあった事業者にも文書で通知します。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募事業者にも文書で通知します。選考経過についての電話・文書等による問合せには応じないものとします。

(4) 審査結果の公表

決定した運営事業者名及び事業の内容は、市のウェブページで公開します。

5 審査の着眼点

(1) 応募動機等について

① 応募動機

本公募に応募した理由、志した動機などについて、望ましいものと認められるか。

② サービス提供にあたっての理念・基本方針について

認知症対応型共同生活介護のサービスの趣旨を理解し、適切なサービスの提供を期待できるか。

③ 認知症ケアに対する理解

認知症に関する理解が適切になされ、適切な認知症ケアが期待できるか。

④ 安心・安全に関する対策について

防災への対策や虐待防止等、利用者の安心・安全への対策が図られることが認められるか。

⑤ 職員の人材確保・育成について

厚生労働省令に定める人員基準を満たす適正な人員配置が確保される見込みがあると認められるか。また、人材の育成に関して積極的に取り組んでいるか。職員の定着のための対策を行っているか。

⑥ 地域との連携及び交流等の方法について

運営推進会議への理解が適切であるか。また、地域との連携及び交流等について積極的に取り組んでいるか。

⑦ その他の独自の取り組みについて

独自の取り組みを通じて良好なサービスが提供される見込みがあるか。

(2) 法人について

① 経営状況

過去3年間の経営状況が健全であるか。

② 運営の実績

介護保険事業の実績があるか、実績がない場合は既に地域密着型サービスを運営する事業者等から支援を受けられる環境にあるか。

(3) 資金計画

① 整備・運営の計画について

整備事業費や、事業運営収支計画が適切に算定されているか。

② 資金の確保について

建設資金等の事業に必要な金額が確保されていると認められるか、また認められない場合、資金確保の方策が適切であると認められるか。

(4) 土地・建物について

① 土地の確保について

建設用地を確保しているか、又は、確保の見通しがあることが認められるか。

② 地域に密着しているか

地域とつながりのある立地であるか。

③ 立地の利便性について

従業者の通勤、利用者家族の面会などに際し、利便性のある土地と認められるか。または、十分に駐車場の整備がされる予定であるか。

④ 建物について

居室面積は適切であるか。また、地域交流等が考慮された間取りになっているか。

(5) 運営について

① 医療機関等との連携

近距離にある協力医療機関や協力歯科医療機関と契約される見込みがあるか。

② 緊急時の対応

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携が図れる見込みがあるか。

③ 隣接地権者・周辺住民・地元町会・民生委員等への説明

隣接地権者や周辺住民、地元町会、民生委員等への説明が行われているか。

(6) 現地調査

① その他の居住環境について

入居者の住環境として良好な立地であると認められるか。

6 募集の期間（応募申込書等の受付期間）

(1) 日時

平成24年9月19日（水）から平成24年10月22日（月）午後5時まで
（日時厳守。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。）

7 応募手続

(1) 応募申込書の提出について

本公募に応募を希望する事業者は、応募申込書を代表者又は管理者予定者が持参し提出してください。（郵送による提出は受け付けません）なお、提出内容について、必ず、事前に高齢者支援課担当により確認（要予約）を受けること。

下記に該当することが確認された場合、応募書類の受理を行いません。

ア 高齢者支援課の担当者による提出内容の確認を受けていない場合

イ 応募書類の内容等に不備がある場合

ウ 応募書類の受理を行うことが適当でないと市長が認める場合

(2) 応募申込書の添付書類について

別紙提出書類一覧にしたがって提出してください。

市が必要と判断した場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

(3) 提出部数

正本1部、副本7部（正本の写し）

(4) その他

- ① 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ② 書類等の提出のために要する費用は、応募者にご負担いただきます。
- ③ 募集に関するお問い合わせはFAX 又はEメールにてお願いします。
(FAX 0436-24-7135 Eメール koureisha@city.ichihara.chiba.jp)
- ④ 応募締め切り後の応募書類の修正・追加はできません。
(ただし、市からの指示により行う場合を除きます。)
- ⑤ 提出された個人情報について
整備事業者の選定の目的のみに利用し、他の目的には利用しませんが、応募書類などについて、個人情報を除くものについては法令又は条例に基づき公開する場合があります。
- ⑥ ヒアリング（平成24年11月中旬予定）の日時等については、公募期間の終了後個別に通知します。
- ⑦ 応募状況等の問い合わせには一切お答え出来ません。

8 募集の手続

(1) 応募申込書及び開設提案書の提出

本募集に応募する事業者は次により、応募申込書（①応募申込書及び提出書類一覧参照）及び開設提案書（②開設提案書及び提出書類一覧参照）を提出してください。

9 スケジュール

募集要項ホームページ掲載	平成24年9月1日
受付期間	平成24年9月19日 ～ 10月22日
ヒアリング	平成24年11月中旬
市原市認知症高齢者グループホーム 運営事業者の選定に関する審査会	平成24年11月中旬
地域包括支援センター運営協議会 事業者の決定	平成24年11月下旬
整備	平成25年度
指定・サービス提供開始予定	平成26年度

応募申込書及び提出書類一覧

項目	備考	様式等
応募申込書		別紙第1号様式
(1) 法人登記簿謄本 (登記事項証明書)	応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの	
(2) 法人の印鑑証明	応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの	
(3) 定款及び寄附行為等	最新のもの	任意様式
(4) 決算書	直近3年間の決算書類	任意様式
(5) 事業者概要	① 事業経歴・実績 ② 事業者の基本的事項 ・ 代表者の履歴書 ・ 役員一覧（住所・氏名・生年月日） ・ 組織図 ③ 事業者の概要（パンフレットでも可） ④ 現在運営している介護保険サービス等がある場合、その資料等 ・ 運営形態、事業内容、規模（定員等）、特色 ・ 事業所の敷地面積、床面積 ⑤ 提携する事業所がある場合は、そのことがわかる書類、また、提携する事業所の概要等	任意様式

※ 提出書類は、原則としてA4判で作成してください。

開設提案書及び提出書類一覧

項目	備考	様式等
開設提案書		別紙第2号様式
(1) 応募動機等	① 応募動機 ② サービス提供にあたっての理念・基本方針について ③ 認知症ケアに対する理解 ④ 安心・安全に関する対策について ⑤ 職員の人材確保・育成について ⑥ 地域との連携及び交流等の方法について ⑦ その他の独自の取り組みについて それぞれの項目について400字程度	別紙第3号様式
(2) 事業スケジュール	開設までに必要な手続き、設計、工事等に係る日程表 (選定後に地元説明会を行う場合にはその日程も記載)	任意様式
(3) 事業概要	① 事業概要調書	別紙第4号様式
	② 位置図	1万分の1程度
	③ 周辺図 (立地イメージについて記載すること11ページ参照)	1500分の1程度
	④ 建物平面図	100分の1程度
	⑤ 設置予定の火災予防設備等（火災警報器、消火器具、自動火災報知設備、スプリンクラー等）	任意様式

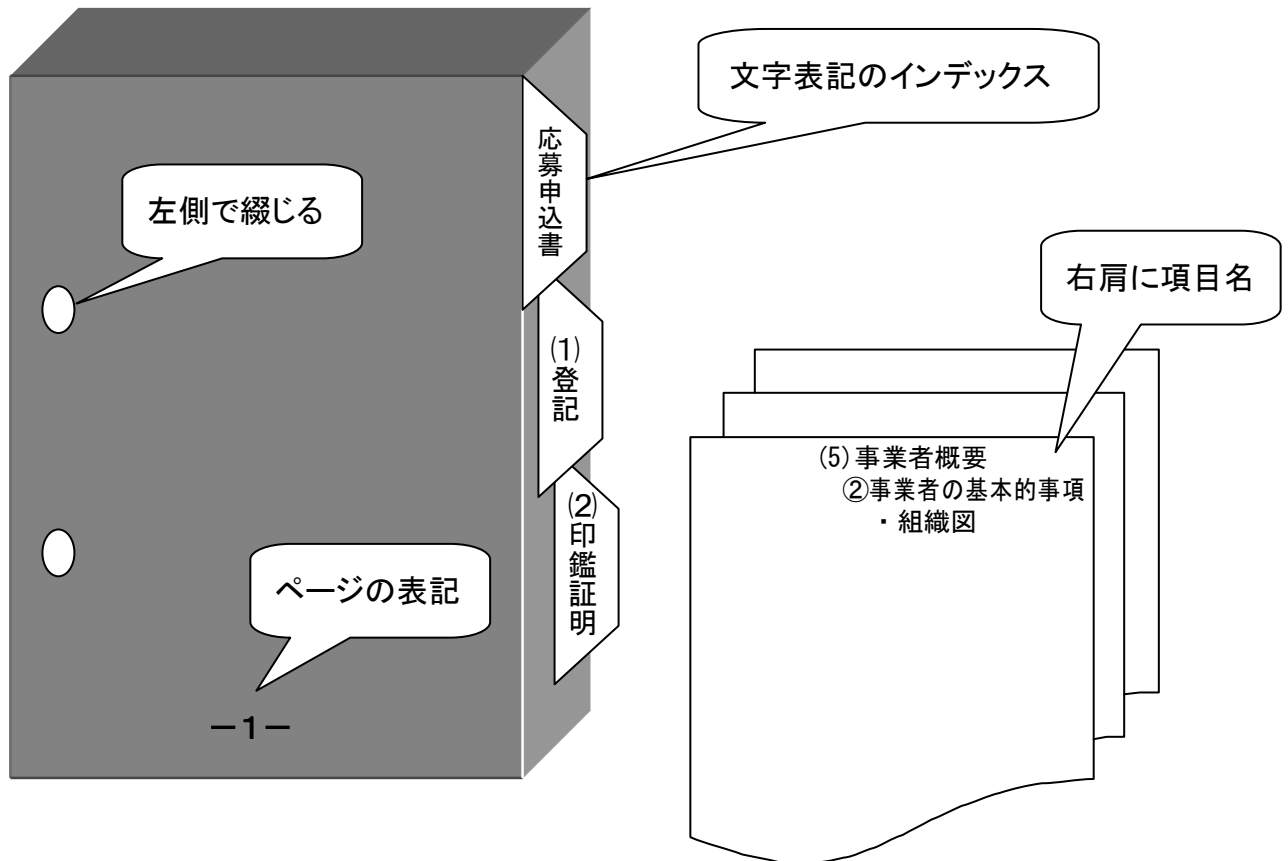
(4) 土地の権利関係に関する事項	① 自己所有、取得予定、借地の別（取得予定の場合は予定年月）	任意様式
	② 土地登記事項証明書 （応募申込日前3か月以内に発行された最新のもの）	
	③ 取得予定の場合は土地所有者との間で締結した土地売買合意書等の写し、借地の場合は所有者との借地契約書の写し又は借地に関する合意書等の写し。（応募申込代表者による原本証明を要する）	任意様式
(5) 建物の権利関係に関する事項	① 自己所有予定、借家予定の別	任意様式
	② 借家予定の場合は、建物所有（予定）者との間で締結した借家に関する合意書等の写し（応募申込代表者による原本証明を要する）	任意様式
(6) 資金計画書	① 建設資金計画（建物を応募申込者以外が建設する場合でも添付してください） ② 事業運営収支計画（事業開始後3年間の計画） ③ 資金確保のための方策 ④ 資金の確保がわかる書類 自己資金については残高証明書、借入金については金融機関の融資確約書、融資予定書等 （建物を応募申込者以外が建設する場合には建物を建設する法人等についても添付してください）	任意様式
(7) 関係各部課との協議内容	① 関係各部課との協議内容報告書	別紙第5号様式
(8) 地域等との連携	① 提携医療機関等との契約書・承諾書等	任意様式
	② 地域の協力施設との連携について	
	③ 隣接地権者、近隣住民、地元町会、民生委員等への説明の有無（説明を行った場合は調書、説明を行っていない場合には選定後の説明の方策について）	別紙第6号様式 別紙第7号様式 （説明の方策については任意様式）

※ 提出書類は、原則としてA4判で作成してください。（図面についてはA3判可）

※提出書類の体裁

提出書類の体裁は、以下に記す体裁を整えてください。

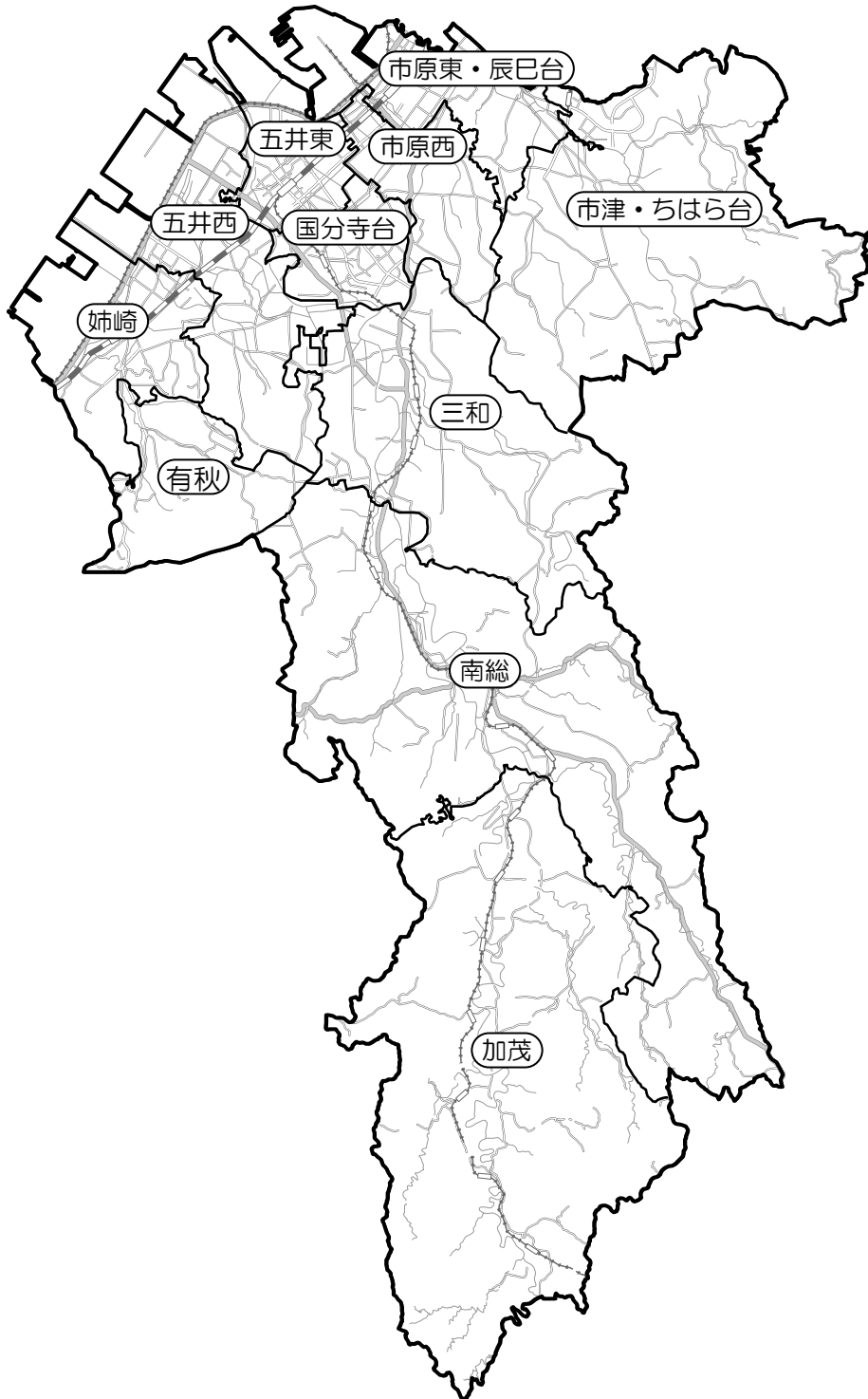
- 全体の目次を付ける。
- ページを付ける。
- ページごとに右側に書類名を標記する。
- 項目ごとに、文字表記のインデックスを付ける。(番号のみ不可)
- 全体をバインダー等につづる。



別表 日常生活圏域

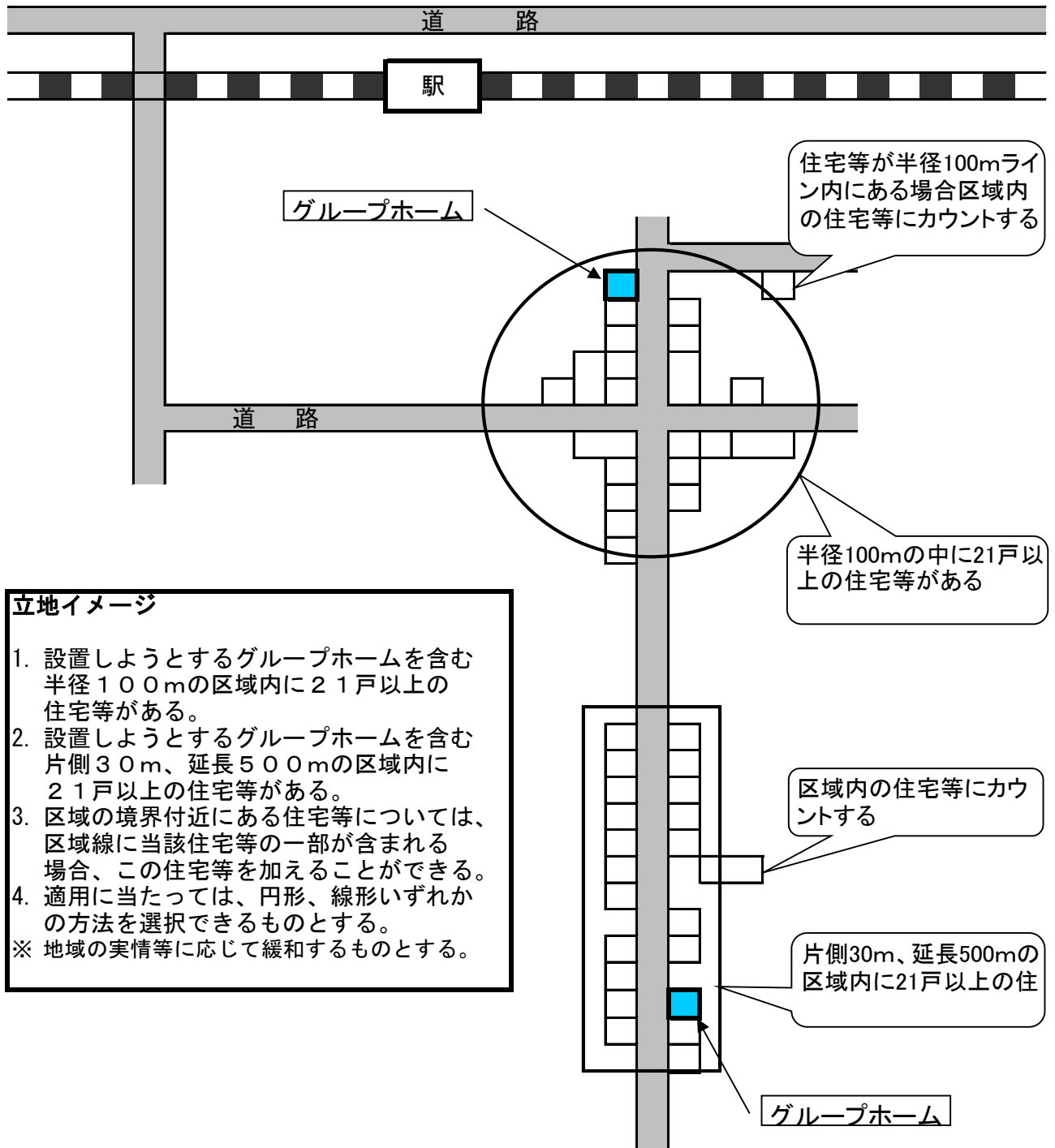
圏域名	大字名
姉崎	姉崎海岸、椎津（一部）、姉崎、畑木、柏原、白塚、今津朝山、千種1丁目～4丁目、青葉台1丁目～8丁目、姉崎西1丁目～3丁目
有秋	椎の木台1丁目～2丁目、片又木、迎田、不入斗、有秋台東1丁目～3丁目、有秋台西1丁目～2丁目、天羽田、深城、豊成、立野、桜台1丁目～4丁目、泉台1丁目～5丁目、椎津（一部）
五井西	青柳、青柳1丁目～3丁目、青柳北1丁目～4丁目、青柳緑地、松ヶ島、松ヶ島1丁目～2丁目、松ヶ島西1丁目、松ヶ島緑地、五井西1丁目～7丁目、岩崎、岩崎1丁目～2丁目、岩崎西1丁目、岩崎緑地、玉前、玉前西1丁目～3丁目、玉前緑地、出津、出津西1丁目、飯沼、島野、野毛、廿五里、町田、海保、今富、引田、神代、十五沢、小折、西野、柳原、五井南海岸、千種海岸、千種5丁目～7丁目
五井東	五井、五井中央東1丁目～2丁目、五井中央西1丁目～3丁目、五井東1丁目～3丁目、五井金杉1丁目～4丁目、君塚、君塚1丁目～5丁目、白金町1丁目～6丁目、岩野見、平田、五井海岸、更級1丁目～5丁目
市原西	五所、旭五所、東五所、西五所、西野谷、郡本、郡本1丁目～6丁目、藤井、藤井1丁目～4丁目、藤井飛地、山田橋、能満、門前、門前1丁目～2丁目、市原、山木、若宮1丁目～7丁目
三和	山倉、福増、海士有木、大坪、新生、権現堂、糸久、宮原、分目、浅井小向、相川、新堀、武士、磯ヶ谷、松崎、大桶、新巻、川在、櫃狭、土宇、二日市場、山田、安須、高坂、光風台1丁目～5丁目
市原東・辰巳台	八幡海岸通、八幡浦1丁目～2丁目、八幡、八幡北町1丁目～3丁目、八幡石塚1丁目～2丁目、菊間、古市場、中西町、草刈、茂呂町、大厩、辰巳台東1丁目～5丁目、辰巳台西1丁目～5丁目
国分寺台	国分寺台中央1丁目～7丁目、東国分寺台1丁目～5丁目、西国分寺台1丁目～2丁目、南国分寺台1丁目～5丁目、北国分寺台1丁目～5丁目、諏訪1丁目～2丁目、山田橋1丁目～3丁目、西広1丁目～6丁目、惣社1丁目～5丁目、加茂1丁目～2丁目、根田1丁目～4丁目、村上、西広、惣社、加茂、根田
市津・ちはら台	久々津、潤井戸、下野、永吉、番場、押沼、瀬又、中野、高田、高倉、東国吉、金剛地、奈良、古都辺、喜多、犬成、大作、滝口、勝間、葉木、小田部、荻作、神崎、山之郷飛地、板倉、ちはら台東1丁目～9丁目、ちはら台西1丁目～6丁目、ちはら台南1丁目～6丁目、うるいど南1丁目～7丁目
南総	風戸、中高根、上高根、馬立、上原、南岩崎、寺谷、栢橋、西国吉、佐是、妙香、奉免、牛久、皆吉、金沢、大蔵、岩、藪、中、安久谷、米沢、真ヶ谷、宿、島田、堀越、市場、奥野、水沢、原田、石川、江子田、下矢田、矢田、池和田、鶴舞、田尾、山小川、平蔵、米原、小草畑
加茂	外部田、久保、駒込、山口、養老、本郷、高滝、大和田、不入、新井、吉沢、古敷谷、小谷田、平野、大戸、飯給、万田野、柿木台、徳氏、田淵、月出、戸面、朝生原、石神、折津、大久保、国本、月崎、柳川、菅野、石塚、田淵旧日竹

■市原市の日常生活圏域区分図



認知症高齢者グループホームの立地イメージ

市原市 保健福祉部 高齢者支援課



立地イメージ

1. 設置しようとするグループホームを含む半径100mの区域内に21戸以上の住宅等がある。
 2. 設置しようとするグループホームを含む片側30m、延長500mの区域内に21戸以上の住宅等がある。
 3. 区域の境界付近にある住宅等については、区域線に当該住宅等の一部が含まれる場合、この住宅等を加えることができる。
 4. 適用に当たっては、円形、線形いずれかの方法を選択できるものとする。
- ※ 地域の実情等に応じて緩和するものとする。